

令和8年4月1日
江東区立砂町小学校
校長 齋藤 克人

江東区立砂町小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害(不登校、自傷行為、仕返し行動など)を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「砂町小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的で開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

なお、学校サポートチームと連携し、早期解決を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって取り組む。

【砂町小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間11回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 「学校サポートチーム」を活用し、学校内だけで対応せず、学校外の関係機関と連携していじめの未然防止、早期解決につなげる。
- (6) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCAサイクルで検証を行う役割を担う。

3 いじめの未然防止の取組

- (1) 分かる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- ・1単位時間のねらいを明確にして、児童が主体的に取り組めるような授業の工夫を図る。
- ・問題解決型の授業の充実を努め、児童が互いの意見を聞き合う場を設けることにより、人間関係を深められるようにする。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- ・年間指導計画に基づき、授業を確実に進める。その際「信頼・友情」「寛容」「生命の尊重」等のいじめに関連する題材については、特に「人権尊重」の立場から授業を工夫する。
- ・道徳授業の時間を要として、機に応じて「互いを尊重する」生活や行動価値を児童になげかけていく。

- (3) 体験活動の充実……児童が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施したりする。

具体的な取組内容

- ・月1回たてわり班遊び、代表委員会を中心とした「あいさつ運動」を利用し、学級以外の児童同士の交流が深まるようにする。
- ・弁護士と連携した全校による「いじめ」防止に結び付く授業を行う。
- ・「いじめについて考える週間」を1週間設定し、児童への意識づけを行う。

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己肯定感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- ・いじめをしない、させないためのクラスルールを各学級で話し合いの上、実態に応じて作成する。作成後は定期的に（年2回）振り返りの話し合いの場を設定し、点検・修正をしていく。
- ・児童の生活の中に発生したいじめにつながる問題を、機をとらえて児童に投げかけ、共に考え、いじめをさせない土壌作りに努める。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童の Chromebook の使用方法や、インターネット・スマートフォンの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- ・セーフティ教室、パソコン等電子通信機器を活用した授業を通して、児童が情報モラルを学ぶ場とする。
- ・保護者に対しては、セーフティ教室等でインターネットや携帯電話の危険性について発信し、家庭におけるルール作り及びその徹底を啓発していく。

- (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容

- ・第5・6学年でDVDを活用した授業を年間1回以上実施する。
- ・全校においては、全校朝会等における校長講話や学級活動等による担任講話を年間1回以上実施する。

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめ防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめ防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- ・いじめ防止に関する研修会、配慮を要する児童に関する研修会を教育計画に位置付け、生活指導部を中心に確実に実施し、いじめ防止に向けて教職員の意識を高める。
- ・毎週末に、教職員全体で児童の様子を確認する時間を作り、教職員全体での共通理解を図る。

- (8) その他

具体的な取組内容

- ・「Action 2 4」（こどもや保護者からの相談に対する迅速な対応）を推進する。
- ・児童の心の状態を確認する取り組みの実施及びそれに基づいた支援の充実を目指す。
- ・教員による、平時からの取り組みについての確認を徹底する。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- ・年3回のふれあい月間をいじめ防止強化月間に位置付け、学年に応じて短時間の個人面談などを実施し、児童理解をさらに深める。
- ・年3回のふれあい月間期間中にいじめアンケートを実施し、児童の学校生活におけるいじめについての状況を確認し、児童の関係の好ましくない点を早期に発見できるようにする。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- ・スクールカウンセラーと連携して、教育相談期間を設けグループ相談や必要に応じて実施する。(原則5年生)

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- ・いじめ予防に向けた学校の基本的な取組を文書とHPで公表し、保護者の理解及び協力を求める。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに砂町小学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、砂町小学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた対象児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った関係児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消(※)を目指す。
- (※) ①いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月を目安)
 - (※) ②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った関係児童等について、いじめを受けた対象児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた対象児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 必要に応じて、関係機関やスクールロイヤー等の専門家と相談・連携し、速やかな組織的対応を構築する。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、すべての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 法に規定されている「重大事態」の定義
- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
 - ② いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 「重大事態」への対応

- ① 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省 令和6年8月改訂版)に基づいて調査等の適切な対応を行う。
- ② 学校は、「重大事態」が発生した場合、(対象児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき、その他の「重大事態」の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)、教育委員会へ事態発生について報告する。
- ③ 学校は、「重大事態」が発生した場合、教育委員会または学校は、教育委員会または学校の下に「いじめ問題調査委員会」を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1)②に定める「重大事態」については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
- ④ いじめを受けた対象児童及びその保護者に対して適切に情報を提供するとともに、対象児童の保護者、関係児童の保護者への調査結果等を説明する。
- ⑤ 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえて必要な措置をとる。